

第49回広島2人デモ

2013年5月17日(金曜日) 18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いてます 飛び入り歓迎です



閃電

危険で違法な大飯原発再稼働を止めましょう

もんじゅ無期限活動停止命令

原子力研究開発機構にみる "安全二の次" 文化

核産業界の企業文化に 染みつく安全軽視の思想

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら "YES" と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる方も、変えていくかも、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

原子力「安全二の次」文化の温床 - 日本原子力研究開発機構

2013年5月15日、原子力規制委員会は高速増殖炉“もんじゅ”の運営事業主体である(独)原子力研究開発機構に対し、無期限の「活動停止」(保守点検業務を除く)を命令する決定を下しました。規制委員会はもんじゅに関し、**現在も原子炉等規制法違反状態にあるとし、この違反状態が解消され、事件のきっかけとなった“器機未点検問題”が解決し、再発防止計画、経営改善、「安全第一主義」の企業文化が定着するまで、無期限の活動停止を命じたものです。**一般マスコミは、この決定を「国策としてきた核燃料サイクル事業の破綻」として捉え報道していますが、またそれはこの問題の重要な側面であることは間違いありませんが、**私たち一般市民はそのことよりも日本原子力研究開発機構がもつ「安全は二の次」とする体質、企業文化の方も問題にしなければなりません。**

高速増殖炉“もんじゅ”は、100%MOX燃料を使用し、増殖炉という名前が示すように燃料増殖比120%**(プルトニウムを燃料として使用し、使用した結果、燃料がさらに20%増える)**を目指す“夢の原子炉”と喧伝されてきました。**(「もんじゅ」の概要参照のこと)**それではこのMOX燃料はどこからやってくるのかといえ、現在青森県六ヶ所村で進められている「使用済み核燃料再処理事業」などで使用済み核燃料からプルトニウムを抽出し、これをMOX燃料に加工**(現在はフランスのアレヴァ・グループで加工)**させて使用しようという計画です。こうした計画を『核燃料サイクル事業』と呼びますが、規制委員会の決定は確かにサイクル事業の要を握る“もんじゅ”が事実上の操業停止に追い込まれることによって破綻を生じます。しかしそのことよりもさらに重大な問題があります。

<次ページに続く>

独立行政法人 日本原子力研究開発機構の概要

法人名：独立行政法人 日本原子力研究開発機構
英文名称：Japan Atomic Energy Agency (JAEA)
本部所在地：茨城県那珂郡東海村村松4番地49
設立：2005年10月。日本原子力研究所 (JAERI、略称：原研) と核燃料サイクル開発機構 (JNC、略称：サイクル機構、旧動力炉・核燃料開発事業団 = 略称・動燃) を統合再編
理事長：鈴木 篤之 (すずき あつゆき) 元原子力安全委員会委員長
※5月16日辞意を表明、17日に辞任を発表
人員：約4000名 (任期付職員・再任用職員・非常勤職員含む)
年間予算：1665億円 (2012年度。ほぼ100%が政府支出金)
2013年度概算要求：約2100億円

研究開発拠点

東海研究開発センター

茨城県東海村にある原子核分裂実験の研究所。使用済み核燃料の再処理実験、使用済み核分裂実験装置の廃棄技術など。高エネルギー加速器研究機構との共同事業として、J-PARCを運用している。

高速増殖炉研究開発センター

福井県敦賀市。高速増殖炉「もんじゅ」の開発・運用。2003年に運転を停止した新型転換炉の原型炉「ふげん」の廃止措置。

大洗研究開発センター

茨城県大洗町。材料試験炉JMTR、高速増殖炉の実験炉「常陽」、高温ガス炉の実験炉高温工学試験研究炉開発・運用およびその核熱を利用した熱化学水素製造および水素の活用研究を実施

那珂核融合研究所

茨城県那珂市。ITER(核融合実用化研究)が中心。トカマク型核融合実験を行っている。一部は青森県六ヶ所村で研究活動。

高崎量子応用研究所

群馬県高崎市。ラジオアイソトープ実験。医療用や生物実験などに用いられるラジオアイソトープの製造も行っている。

人形峠科学技術センター

製錬転換施設の設定解体、遠心分離機の処理、放射性廃棄物の処理・計測技術等の技術開発。ウラン探鉱作業で生じた岩石、土砂からレンガを製造、頒布している。(!!)

青森研究開発センター

原子力船「むつ」の原子炉の廃止措置や加速器質量分析装置を利用した研究。

高速増殖炉「もんじゅ」の概要

名称：高速増殖原型炉もんじゅ
所在地：福井県敦賀市(高速増殖炉研究開発センター参照のこと)
着工：1983年1月25日
運転開始：1995年8月 (現在運転停止中)
建設費：5933億6565万円 (うち政府支出4504億円) が当初予算。現在までに1兆1100億円。
建設メーカー：日立製作所・東芝・三菱重工業・富士電機
主な仕様：
・ナトリウム冷却高速中性子型増殖炉 (高速増殖炉ループ型)
・金属ナトリウムが冷却材。減速材はなし。従って中性子は高速中性子となる。
・熱出力：71万4000kW、最大電気出力：28万kW。熱効率：は39%。
・MOX燃料 (二酸化プルトニウムと二酸化ウランとを混ぜた燃料)
・燃料集合体：198本、燃料増殖比：約120%(1.2)、制御棒本数：19本

過去の経緯

- 1980年 (昭和55年) 4月1日：原子炉産業4社 (東芝、日立製作所、富士電機システムズ、三菱重工業) が出資して高速炉エンジニアリングを資本金3億円で設立
- 1985年 (昭和60年)：本体工事着工
- 1994年 (平成6年) 4月5日：10時01分臨界達成
- 1995年 (平成7年) 8月29日：発電開始
- 1995年 (平成7年) 12月8日：ナトリウム漏洩事故発生 (発電開始4ヶ月後)
- 2005年 (平成17年) 9月1日：ナトリウム漏洩対策の本体工事着手
- 2007年 (平成19年) 5月23日：本体工事終了
- 2010年 (平成22年) 5月6日：10時36分運転再開
- 2010年 (平成22年) 5月8日：10時36分臨界確認。試験として約1時間後、19本の制御棒のうち2本を挿入し未臨界とした。今後、臨界と未臨界など各種の試験を経て2013年春に本格運転を目指す
- 2010年 (平成22年) 8月26日：原子炉容器内に筒型の炉内中継装置 (重さ3.3トン) が落下。後日、吊り上げによる回収は難しいと判断。長期の運転休止となる。
- 2012年 (平成24年) 11月、保安規定に基づく機器の点検漏れが9679個あったと原子力規制委員会が公表。原子力規制委員会が立ち入り・保安検査した翌年2~3月にも、非常用発電機などの重要機器で13の点検漏れ、虚偽報告が発覚した。
- 2013年 (平成25年) 5月15日：原子力規制委員会は日本原子力研究開発機構に対し、原子炉等規制法に基づき、もんじゅの無期限の活動停止を命令 (保守点検業務除く)。

日本原子力研究開発機構に根付く「安全二の次文化」

日本原子力研究開発機構（以下JAEA）は、「JAEAの概要」をご覧いただければおわかりのように、これまで「核の産業利用推進」を進めてきた日本の国策の中核独立行政法人の一つです。なかでも高速増殖炉「もんじゅ」は中核中の中核プロジェクトです。

2012年9月日本の核産業の安全文化を国際レベルに引き上げようと成立した**原子力規制委員会は、“もんじゅ”に相当な未点検機器が存在することを知っていました**。そしてこのことを察知したJAEAは規制委員会成立と同月の**9月に“自主的”に未点検機器の実態調査を開始、未点検機器が9847個あることを11月末（この時点では9679個と発表。つまり11月公表時点ではまだ誤魔化しがあつた）に公表**すると同時に規制委員会に報告しました。

規制委員会はこれを**原子炉等規制法違反と判断**して、詳細報告と改善計画の提出を求めました。JAEAはこの時点ではまだ事態を甘く見ており、2013年1月31日に改善報告書を規制委員会に提出しました。表1はその時のJAEAの報告書の要点をまとめた一覧表です。その内容はJAEAの報告によっても驚くべきものでした。JAEAは**「9つの直接要因」**があつた、と報告しています。言葉としては**「未確認」「確認不足」「対応不足」「徹底不足」と**いかにも「不十分だった」印象を与える書きぶりになっていますが、**実態はまるで存在しなかったことを示しています**。

たとえば直接要因の1「点検実施・期限の未確認」ですが、これは未確認もなにも点検回数のみが記載され、**何をどう点検したのか、そしてそれがいつ行われたのか全くわからない内容**になっていました。点検の中身がわからないのですから、当然進捗状況など把握できるはずもありません（**直接要因2**）。**当然点検が有効だったかどうかの評価もできず（直接要因4）、適切でない点検がどの程度あつたか、またその不適合をどうやってゼロにしていかなどの管理（不適合管理）も存在しませんでした（直接要因6）**。現場から**「これはおかしいよ。事故に繋がったらどうするんだ」という声もあがりませんでした（直接要因5）**。一般企業に例えれば、現場の品質管理・製品管理の話です。不良品を出荷すればすぐ売り上げに響きますから、これは経営上の大問題です。しかしJAEAの場合は経営上の大問題とはなりませんでした。

それは、**品質管理マネジメントの仕組みが経営体制そのものになかった（5つの根本原因のうちの2）**からであり、もとを正せば**経営陣が現場任せで経営の根幹問題として、保守点検業務などの保全業務が把握されていなかった**からです（**根本原因1**）。

一言でいえば**JAEA全体の企業文化では、保守点検業務などの保全業務は二の次、三の次の問題**だった、ということです。すべての原因はJAEAがもつ「安全軽視」の企業文化から出発しているということです。これは空恐ろしいことです。というのは『JAEAの概要』を見ておわかりのように、JAEAがそれだけでなく危険な核施設を運営しているのは「もんじゅ」ばかりではないからです。東海村研究センターでは使用済み核燃料の再処理を行っていますし、大洗研究開発センターでは材料試験炉JMTRや高速増殖炉の実験炉「常陽」も運営しています。茨城県那珂市の那珂核融合研究所ではトカマク型核融合実験炉も運営しています。いちいち数え上げればキリがありませんが、「もんじゅ」の未点検機器問題は突き詰めて行くと、**経営の「安全軽視体質」に問題がある**とすると、こうした**“もんじゅ”以外の施設でも同様な状況が起こっている**だろうと推測せざるを得ません。（これは推測以上のものがあ**ります**）福島原発事故の教訓は全く生かされていないのです。

表1 日本原子力研究開発機構「もんじゅ」点検作業怠慢に関する報告要点一覧表

（2013年1月31日提出「報告概要」による）

表面化のいきさつと点検作業怠慢の内容

【いきさつ】

2012年9月（原子力規制委員会発足と同日）、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい検出器の点検計画変更手続きに“不備”が発見され、“自主的”に調査を行ったところ、電気・計測制御設備の機器において、①点検時期延長手続きの不備、②点検間隔・頻度変更手続きの不備があることが確認された。このため、2012年11月27日に不適合報告書を発行するとともに、この状況を原子力規制庁（原子力規制委員会の事務局）に報告した。

【作業怠慢の内容】

未点検機器の総数は9847個（11月公表時9679個）。そのうち2012年11月時点で点検が未了なものは4545個。機能要求があり安全上重要度の高いものは55個。有効性評価を行ってもなお未点検の状態にあつたもの（140個）は、1月末までに点検を完了。

9つの直接要因

1.点検実績・期限の未確認

点検の回数のみが記載され、点検内容や点検時期が記載されていない。

2.点検計画の進捗管理の確認不足

点検進捗状況が全く把握されていない。

3.プラント工程検討時の確認不足

プラント工程制定・変更が点検計画とは無関係になされていた。

4.保全の有効性評価、「準じた確認」への対応不足

定期点検や保全業務が有効かどうか評価していない。

5.教育内容の徹底不足

点検計画表に基づく適正な保守管理の重要性が浸透していない。

6.不適合管理の徹底不足

点検が不適合だった場合のリスク管理が行われていない。

7.教育・技術支援の不足

プラント保全部員に要求される技術的能力の明確化がなかった。技術能力を養成する教育・訓練システムがなかった。・技術評価の技術的チェックと指導に専念する技術専門職不在。

8.保全計画策定・変更時の検討不足

保全計画策定・変更が適切かどうか検討がなかった。

9.点検間隔の設定時の検討・分析不足

点検間隔が適切かどうかの評価システムがない。

5つの根本原因（企業文化・組織的問題・経営姿勢の問題）

1.点検実績の管理や保全の有効性評価等のマネジメントが不十分

現場任せで経営の根幹問題として保全業務が把握されていなかった。

2.品質保証や技術調整の観点からチェックする機能が不十分

品質管理マネジメントの仕組みが経営体制になかった。

3“本格運転”に備えた保全プログラムの改善への取組みが不明確

もんじゅはまだ試験運転だが、本格運転に向けての保全プログラムが視野に入っていないかった。

4.工程変更等に係る経営層と現場とのコミュニケーションが不十分

現場と経営の間に情報交換・意思疎通がなかった。現場任せ体質。

5.安全文化要素のうち、「常に問いかける姿勢」、「良好なコミュニケーション」、「学習する組織」が組織として不足

要するに「安全第一主義」が企業文化として定着していないし、経営陣もそれが問題と認識していなかった。

【参照資料】

『高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る原子力規制委員会への報告について（概要）平成25年1月31日』（日本原子力研究開発機構）（2013年2月5日会合提出資料）

「自ら点検の先送りを認識し改善に取り組むことができない安全文化の劣化」

これまでは事態をJAEA側から見てきました。しかし原子力規制委員会側から見ると事態は一層深刻です。それだけに規制委員会の口調も辛辣で、時には行間から怒りがしみ出しています。表2は2013年5月15日会合に提出された資料から規制委員会の評価のポイントをまとめた一覧表です。提出を命令した報告書もその現地調査をしたら、「**点検時期を超過していた新たな事案が確認された**」（「いきさつ」の4）「**点検業務は各課の担当任せ**」「**点検の先送りが繰り返された**」（「分析・評価」1の②）「**点検先送りを認識できなかった**」「**より上位の組織でチェック機能が働かなかった**。このため規制当局の指摘を受けるまで」「**点検先送りを認識できず**」従って「**改善に取り組むことができなかった**」（「分析評価」1の③）JAEAが1月31日に提出した報告についても「調査対象外とされていた部署でも点検時期の超過が生じていたこと、トップマネジメント、コンプライアンス（法令遵守の精神）、職員の意欲低下等が分析されていないこと等の問題」（「分析・評価」2の④）結局は「**規制当局の指摘を受けるまで、自ら点検先送りを認識し改善に取り組むことができず、安全文化の劣化**」があると指摘し、自ら改善する力はないと酷評し「過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず、本件違反を発生させたことは問題。更に、今回も含め過去に7回にわたり根本原因分析を繰り返し行う状況に至っていること自体、過去から存在する組織的背景要因が未だに解決されず残っている」と匙を投げています。（「分析・評価」3の②）

原子力規制委員会そのものは、核産業推進のための組織ですが、その規制委員会の立場は、「こんなことを続けていたら近い将来、核産業全体が日本から叩きだされる」というものであり、核産業の将来に強い危機感があります。その危機感がJAEAと共有できていない苛立ちと焦燥をこの「評価」から強く感じます。いまのところ、規制委員会は事態改善とJAEAの経営体質の根本的転換（「安全軽視文化からの脱却」）が見えてくるまで、「もんじゅ」の活動を無期限停止（保守点検など保全業務は除く）の処分を下していますが、これはJAEA全体への警告、のみならず日本の電力会社を含む原発産業全体に対する警告とみなすことができます。というのは中に「過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず」という文章がさし挟まれているからです。過去点検業務など保全業務の怠慢はウンザリするほど続きました。そして現在も続いています。「保全業務」と「運営コスト」は裏腹の関係にあります。日本の原発産業界は、「安全二の次」「コスト最優先」の方針を貫いてきたのです。これまで苛酷事故が起こらなかったのは幸運としか言いようがないのですが、その運も「福島原発事故」で尽き果てました。しかし日本の原発産業はまだ「運が尽き果てたこと」を本当にはわかっていないようです。福井県や茨城県の皆さん、それでもまだ「原発や核施設の再稼働」に賛成しますか？

表2 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価 原子力規制委員会（2013年5月15日）

規制委側から見たこれまでのいきさつ

- 2012年11月『日本原子力研究開発機構』（「JAEA」）の運営する高速増速炉「もんじゅ」において、保全計画に定められた機器の未点検が確認されたことに関し、原子力規制委員会（「委員会」）は、「原子炉等規制法」に基づく保安規定遵守義務違反及び保安措置義務違反と判断。
- 2012年12月JAEA に対して、事実関係、原因及び再発防止対策、組織的要因等の問題の根本原因分析等に係る報告、及び、点検時期を超過している未点検機器の早急な点検の実施、保全計画の見直し等の措置を講じることを命じた。
- 2013年1月31日JAEA から提出された報告書（「報告書」左頁表1参照のこと）について、原子力規制庁は、立入検査（2月14日、15日）、保安検査（3月4日～22日）を実施、事実関係等を確認する作業を進めてきた。
- その間過去に点検時期を超過していた新たな事案が確認された。「報告書」の内容は全体として不十分。規制委は電気・計装機器を中心に事実認定を行い、本件違反の直接的な原因、組織的要因に係る分析・評価を行った。

規制委側の分析・評価

- 直接的な原因**：「もんじゅ」において、約1万の機器について適切な点検間隔で点検が行われず点検超過を招いた主な直接的な原因は以下の3点に整理できる。これらは、原子炉等規制法第35条第1項の保安措置義務、第37条第4項の保安規定遵守義務に違反する。（**明白な法令違反**）
 - ①点検計画には、個別機器毎の**点検頻度だけが記載**されており、本来記載されるべき具体的な点検時期が記載されておらず、適切な計画ではなかった。このため、組織として定めた通りの点検間隔で点検が実施されるよう管理できていなかった
 - ②点検業務は各課の担当任せとなっており、現場での不適切な処理により**点検の先送りが繰り返された**。
 - ③点検実施状況をレビューする仕組みを有していたが、**前回の点検日及び点検間隔を確認しておらず**点検先送りを認識できなかった。また、より上位の組織内の**各種会議体において個々の点検業務についてのチェック機能が働かなかった**。これらのため、**規制当局の指摘を受けるまで**、点検先送りを認識し点検計画の見直し等の改善に取り組むことができなかった
- これまでの命令等に対する対応**：
 - ①報告徴収命令に対する調査結果については、**調査対象外とされていた部署でも点検時期の超過が生じていたこと、トップマネジメント、コンプライアンス（法令遵守の精神）、職員の意欲低下等が分析されていないこと等の問題**があり、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分。
 - ②保安措置命令に対する未点検機器の点検、保全計画の見直しについては、計画的に作業中ではあるものの完了しておらず、**未だ法令違反状態は是正されていない**。従って、現在のJAEA には、もんじゅの**安全確保を十分行い得る体制が整っていないと判断**する。
- 組織的背景要因について**：
 - ①**現場においては問題を認識していたが適切な対応をとらず、経営層においては問題を認識せず**、一度公表した工程は変えられないと認識しており、これら双方間の**意思疎通も不足**。また、**理事長**が必要な資源を確保し、原子力安全を最優先に業務が遂行されることを確実にしなかったことは**保安規定に違反**する。
 - ②これらの結果、**規制当局の指摘を受けるまで、自ら点検先送りを認識し改善に取り組むことができず、安全文化の劣化**が認められる。また、過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず、本件違反を発生させたことは問題。更に、**今回も含め過去に7回にわたり根本原因分析を繰り返し行う状況**に至っていること自体、過去から存在する組織的背景要因が未だに解決されず残っていることを強く示唆する。

原子力規制委員会の対応

JAEAに弁明の機会を与えるが、現在も法令違反状態であり、保守管理体制及び品質保証体制を再構築し、経営改善や「安全第一主義」の企業文化が定着するまで、保安の確保に必要な点検等を除き、一切の活動を禁じる。

文部科学省（JAEAの所轄監督官庁）への対応

文部科学省は、JAEA の中期目標及び中期計画に関して権限を有していることを踏まえ、同省に対して、「**原子力規制委員会がJAEA に対して行った命令等について、これらが確実に実施されるとともに、JAEA が再発防止対策の実施状況等に係る対外的な説明責任を履行するようJAEA を指導、監督すること**」を求める。

【参照資料】
『高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応について』
（原子力規制委員会 2013年5月15日）

原発を運営する資格のない中国電力

「福井県や茨城県のみなさん、それでも原発や核施設の再稼働に賛成しますか？」と書いたものの、実は**私たち広島県の“みなさん”も人ごとではない**のです。他府県をあげつらっている場合ではありません。事件は**つい最近2010年3月に発覚**しました。中国電力は、**島根原発の1号機・2号機の保守点検に未実施**か所があるとして「未実施か所は123件」と当時の規制当局、旧原子力安全・保安院に報告しました。ところがこの**報告自体が虚偽**だったのです。さすがに電力会社ベッタリの保安院も明白な法令違反を起こされては面目丸つぶれです。3月31日には中電に**島根原発の運転停止を命じ**ました。その後の展開は、**中国電力の報告が出るたびに虚偽報告**で、保安院は何度も現地立ち入り調査を実施し、そのたびごとに中国電力は報告を修正しました。そしてついに保安院は「**原子炉等規制法に基づく保安規定の変更命令の手続き**」を実施しました。これは**中国電力の保守点検業務が原子力安全・保安院の監視下**に入ることを意味します。株式市場に例えるならば、中国電力は「**上場廃止寸前の特設監視ポスト**」に入ったのです。事件の経過は、ある意味今回の原子力研究開発機構による**“もんじゅ”事件より悪質**でした。中国電力の対応に全く誠意がなかったからです。この経緯は右の表に簡単に一覧表にまとめておきました。結局、中国電力は「**総合負荷性能検査**」まで受けて、何とか1年がかりで、1号機・2号機の再稼働にこぎつけるわけですが、再稼働した途端に起こったのが**福島原発事故**でした。この意味で「**福島原発事故**」は中国電力に対する警告だったともいえます。また、もしこれが**原子力規制委員会の規制下で起こっていたら、島根原発は「無期限活動停止」を命じられていたこと**でしょう。中国電力には**原発を運営する能力も資格もない**のです。

日本原電敦賀原発2号機、再稼働ほぼ絶望 それより気になる電力業界の傲慢体質

原子力規制委員会の「敦賀発電所敷地内破砕帯に関する有識者会合」は、2013年5月15日の会合で日本原子力発電（「日本原電」）の敦賀原発2号機原子炉建て屋直下を走っている「D-1」破砕帯に関し、「**活断層の可能性が高い**」と結論しました。2012年11月から7回の会合と1回の現地調査を重ねてやっと得られた結論です。評価会合の資料から引用します。「**有識者会合として、現在までに得られたデータ等を基に「敦賀発電所敷地内のD-1破砕帯については耐震設計上考慮する活断層である」**」そして今後新たなデータや証拠が出てくれば別だが、この結論は**ほぼ動かかない**、と述べています。順当な判断だと思います。現在策定中の「**原発再稼働のための新規制基準**」の規則以前の問題として、「**原発敷地内の重要棟直下に活断層があれば、再稼働申請そのものを受け付けない**」との方針を規制委員会はとっていますので、**今後事業者が「D-1が活断層でない明確な証拠」を示さない限り、再稼働申請自体を受け付けない、つまり敦賀2号機の再稼働はほぼ絶望的**となります。日本原電は、沖縄電力を除く日本の電力会社9社（**電源開発を含む**）が出資して設立した原発専門の電力卸売会社で、**筆頭株主は東京電力（28.23%）、第2位株主は関西電力（18.54%）**という電力会社の別働隊です。原発ビジネスと密接な利害関係をもつ日立製作所、みずほコーポレート銀行、三菱重工なども出資しています。現在東海原発1号機の解体・廃炉中で、これに敦賀2号機を廃炉と決定すれば、日本原電そのものは**大幅な債務超過に陥り、増資支援などがなければ、倒産の可能性**が高くなります。

私たちとすれば、今回規制委員会の結論よりも、この結論に対する日本原電の居丈高な態度の方が気になります。5月15日付けで日本原電は「**厳重抗議の提出について**」という文書を公表し、中で「**報告書がとりまとめられた**。これに関しては、当社は、かねてよりその審議の進め方等について改善を強く求めるとともに、推定、推測や可能性ではなく、客観的な事実やデータに基づいて科学的、

中国電力島根原子力発電所 1・2号機の点検未実施問題の経過

発生時期	経過内容
2010年3月	中国電力が島根原発の1号機・2号機について最も重要度の高い設備について点検していなかったことが発覚。3月30日付で旧原子力安全・保安院に「未実施の箇所は123件」と報告。島根原発の危険な運転実態が明らかになった。と同時にそれまでの「トラブル報告」自体が信用できないことにもなった。このため中国電力は1・2号機の発電を同月31日に停止した。
2010年3月	旧原子力・保安院は「原子炉等規制法及び電気事業法」の規定に基づき中国電力に対し同年4月30日までに保守管理の不備等に係る経緯・事実関係、原因及び再発防止対策について報告するとともに、島根原発全号機の点検・保守管理に係る総点検を行い報告するよう指示。また、保安院長名の文書により点検が行われていない箇所について早急に実施、報告するよう指示。
2010年4月	同月19日原子力安全・保安院は指示が実施されているかどうか確認するため、現地に立ち入り検査を実施。独立行政法人原子力安全基盤機構にも電気事業法107条第10項に基づき立ち入り検査の実施を指示しており、同院の立ち入り検査に同行。
2010年4月	同月30日中国電力は総点検結果の調査報告を提出したが、指示された総点検を終えることができず「中間報告」とした。この報告によれば当初の123件ではなく506件が未実施だったとした。内訳は1号機が347件、2号機が159件。別に点検計画表と点検実績に不整合のある機器が1159箇所あることが判明した。島根・鳥取の地元の不信感を募らせる結果となった。
2010年4月 2010年5月	報告を受けた原子力安全・保安院は報告確認のため再度立ち入り検査実施を通告。同月15日原子力安全・保安院は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項」及び「電気事業法第107条第1項」の規定に基づき立ち入り検査を実施。また、原子力安全基盤機構も「電気事業法107条第10項」に基づき立ち入り検査を実施。
2010年6月	同月3日中国電力は最終報告書を提出。未実施箇所を506件ではなく511件とした。
2010年6月 2010年6月	同月7～8日、原子力安全・保安院は最終報告を確認するため現地立ち入り検査を実施。同月11日経産大臣は中国電力に対する処分を発表したが文書による厳重注意と軽い処分だった。ただし「原子炉等規制法に基づく保安規定の変更命令の手続き」変更を実施、当面の間、島根原発をその監視下に置き、保安院の特別原子力施設監督官の下で監督・監視のもとで保守点検を行うとした。
2010年6月	同月14日中国電力は処分受け入れを発表。
2010年6月	同月15日安・保安院は中国電力に保安規定の変更を命令。
2010年8月	同月5日中国電力は、島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を申請。
2010年8月	同月8日～30日、安・保安院は中国電力の「保安規定変更申請」を厳格に審査するため、また2号機の点検時期を超過した機器（162点）の点検完了報告書を審査するため特別保安検査を実施。
2010年9月	経産省は島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を受理認可。
2010年10月	同月18日松江市長が島根原発2号機再稼働認可を発表。
2010年10月	同月21日島根原発2号機運転再開を報告。
2010年12月	同月2日2号機起動。
2010年12月	同月28日2号機総合負荷性能検査を受け、定期検査を終了し、通常運転に入る。
2011年1月	同月14日中国電力は、島根原発1号機の点検時期を超過した機器の点検完了に関する報告書を提出。
2011年 1月-2月	同月17日～2月2日、安・保安院は再発防止対策の実施状況、点検時期を超過した機器の点検評価結果の確認のため第4回目の特別な保安検査を実施。
2011年2月	同月10日安・保安院は1号機運転再開について安全上問題はないと発表。
2011年3月	同月11日東京電力福島第一原子力発電所事故発生。

※参照資料は中国電力Webサイト「島根1・2号機のトラブル事象」
<http://www.energia.co.jp/atom/atom8.html>）及び原子力施設運転管理年報平成16年度版～平成23年度版、及び以下。島根原子力発電所の保守管理の不備等への対応について」経済産業省Webサイト「中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備等に関する立ち入り検査の実施及び取組について」中電広報資料<http://www.energia.co.jp/atom/press10_1csFiles/afel/file/2010/12/16/p100430-1a.pdf>、<<http://www.energia.co.jp/atom/press10/p100603-1a.pdf>>など
 ※トラブルは原子炉等規制法第62条の3に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17」の省令に基づくトラブルで電気事業者の報告制。従ってこれ以外のトラブルも数多くあると考えられる。

技術的に判断するよう強く訴えてきた。しかしながら、本日それらを何ら顧みることなくとりまとめが行われたことは、公権力の行使に携わる規制当局として誠に不適切であると考えている。ここに、有識者会合に対し厳重に抗議する」…有識者会合のメンバーは規制委員会が日本の関連学会にメンバー推薦を依頼し、しかも**電力会社からの寄付や研究委託を受けていない人を中心に選ばれたものです。言いかえれば、トップクラスの専門家**で電力会社とのしがらみが薄い人たちが判断を下したものです。それに対して**日本原電は一方向的に「非科学的」と決めつけ、一介の電力業者である自社の調査・研究の方が正しい、と主張しているばかりか、原子力規制委員会に対して「不適切で改善を求めるとまるで自分が規制当局であるかのようなもの**いいです。規制当局がいいなりの間は、表面化しませんでした。規制当局が**独立性**を見せ始めると途端に**唯我独尊の居丈高な体質**を隠そうともしません。いかにこれまで電力業界が甘やかされ続けてきたかを示すものです。



【参照資料】原子力規制委員会敦賀原子力発電所内破砕帯に関する有識者会合 平成25年5月15日資料「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)」P17よりトレース作成